

# 定 款

アジアパイルホールディングス株式会社

# アジアパイルホールディングス株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、アジアパイルホールディングス株式会社と称し、英文ではASIA PILE HOLDINGS CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. コンクリート製基礎杭の製造、販売、輸出入
2. 騒音防止設備及び雨水処理設備等のコンクリート製品の製造、販売並びに施工
3. 土木建築工事及びとび・土工工事の請負
4. 構築物の設計、監理
5. 地盤調査、測量
6. 総合リース業
7. 土木建築用資材の販売、賃貸、輸出入
8. 工場設備用プラント、計測設備用プラントの販売、輸出入
9. 不動産の売買、賃貸、斡旋、仲介、管理
10. 株式社債等の有価証券の取得、運用
11. 経営ノウハウ、技術ノウハウの提供に関するコンサルティング
12. 工業所有権、ノウハウ、著作権、その他の無体財産権、システムエンジニアリング等の取得、企画、開発、保全、利用、仲介、運用
13. 精密機器、光学機器、事務用機器、電気通信機器、産業用ロボット、各種自動車、建設用機械及び器具の販売、賃貸、輸出入
14. 建設機械、工場設備等の自動制御装置の製作、販売、輸出入
15. 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び損害保険代理業
16. ガソリン、重油、軽油、灯油、化学工業薬品の販売
17. 人材派遣業務
18. 発電及び電気の供給・販売
19. 貨物利用運送業
20. 上記各号の事業を営む企業に対する投資及び融資

② 当社は、前項各号の事業及び前項各号に付帯関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社の本店は、東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、

取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出することを必要とする。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第17条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- ④ 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第20条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議により取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定

める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、取締役会の決議によって取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役及び常任監査役)

第31条 監査役会は、その決議により常勤の監査役若干名を選定する。

- ② 監査役会は、その決議により常任監査役若干名を定めることができる。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。但

し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関しては、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

- ② 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て決める。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要

件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第7章 計 算

（事業年度）

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項の他、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（除斥期間）

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れるものとする。